

勘定科目は勝手に作ってかまわない お客様からよく勘定科目について聞かれることがあります。正しい答えを求めてあるようですが、適当でかまいません。上場会社であれば、比較検討する必要性から一般的な決まりは有ります。簿記会計の教科書は、これをベースとしていますから、経理担当者はそれが当たり前のことと理解しています。市販の会計ソフトも同様に作られています。ところで法人税法では「益金」と「損金」の差額の「所得」に税金を課します。収入・費用（原価）と 益金・損金は、だいたい同じですが、違う分を申告書で加減し調整します。勘定科目については会社が採用しているものを使います。ただ税務署が特に注目する科目は、人件費、交際費、寄付金 の性質を持つものと税金（租税公課）でしょう。人件費は、請求書・領収書などの書類が必要ありませんので、水増しや架空で計上される可能性があるし、源泉所得税（天引き納付）の対象となります。交際費と寄付金は限度額があり、全額が損金に出来ないからです。また税金にも損金にならないものがあるからです。これらは科目名称にかかわらず内容で判断しますので、はっきり解る勘定科目にしておく必要があります。個人（所得税）では「収入」から「必要経費」を控除します。寄付金は必要経費に含まれないし、交際費も限度はないが法人より範囲が狭いと考えられています。そうすると後は管理の必要性で勘定科目は決まります。たとえば、個人の保険外交員など確定申告のためだけに記帳する場合は、経費は5項目でもよいとする税理士もいました。逆に業績を伸ばしている会社では、独自の勘定科目を多く使っているところがあります。一般的なルールとして 重要性の高いものや金額の大きいものは独立させることです。人件費を除いた経費で雑費が一番大きいなどおかし。一般的な勘定科目でも性質の異なるものが混在していることもあります。だから管理上分けた方がよいものは分けても構いません。最近の会計ソフトでは、月々は複数の勘定科目を用いても決算書表示では合計の一般科目で表示できるものも有ります。昔より使い勝手が良くなっています。また、消費税の面からも勘定科目を分けた方がミスが少なく成ります。

以下に 勘定科目を例示しておきます。

会議費、リース料、車両費

カード手数料（消費税対象外です）

通勤費、慶弔費、募集費、採用教育費、教育研修費

衛生費（飲食業など）、サービス(品)費、見本(品)費、サンプル(品)費

取材費（広告業など）、損害賠償費、事故処理費

紹介手数料（契約書を交わしている場合）

備品費（10万円以下の固定資産）

事務委託費、業務指導料、手続代行料

クラウド使用料、リスティング広告料